

徳島県船員確保による海運業活性化支援費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、安定的かつ継続的な船員確保により海運業の活性化を推進するため、県内に主たる営業所がある海運事業者が行う海技士資格を有していない労働者の育成に要する経費に対し、予算の範囲内で、第3条に規定する補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率(補助額)は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

経費	補助率(補助額)
6級海技士短期養成(座学2.5か月+乗船実習2か月)(以下「短期養成」という。)に係る経費	当該経費の2分の1以内 (上限20万円)
「徳島県船員育成協会が主催する船舶職員育成講習会(10日間)及び海技免許講習」(以下「短期養成」という。)に係る経費	

(補助事業者)

第3条 この要綱の規定に基づく補助事業者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 徳島県内に主たる営業所がある海運事業者であること。
- (2) 第4条に規定する補助対象労働者が受講する短期養成の補助対象経費について、海技学院等の養成機関(以下「養成機関」という。)への支払が完了していること。なお、補助対象労働者が養成機関へ支払うことも可とする。
- (3) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定されるもの)又は暴力団の構成員、暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(補助対象労働者)

第4条 この要綱の規定に基づく補助対象労働者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 徳島県内に在住していること。
- (2) 補助事業者には雇用されていること。
- (3) 60歳未満(申請の前年度3月末時点)であること。
- (4) 申請年度の4月1日から交付申請までの期間に短期養成に入学又は修了していること。
- (5) 補助対象経費に対して、国の助成金又は補助金を受けていないこと。
- (6) 短期養成等の終了日から起算して1年後までの間に6級海技士資格を取得すること。
- (7) 交付申請時点から6級海技士の資格を取得した日から起算して1年後までの期間において、補助事業者には継続して雇用されること。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 雇用保険適用事業所設置届事業主控(適用事業所台帳)の写し

- (4) 課税事業者届出書（様式第4号）又は免税事業者届出書（様式第5号）
 - (5) 補助対象労働者の保険証の写し
 - (6) 補助対象労働者の住民票の写し（県内在住が確認できるもの）
 - (7) 短期養成に係る経費の領収書の写し
 - (8) 短期養成の在学証明書又は修了証明書の写し
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。
 - 4 当該補助金の申請は、補助対象労働者1人につき原則1回までとする。
 - 5 補助事業者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における課税事業者である場合には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金交付の決定条件となる。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。ただし、前条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告書等）

- 第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第8号による。
- 2 規則第11条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助事業の実施が確認できる書類（短期養成に係る経費の領収書の写し）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
 - 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。
 - 4 第5条第5項のただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。
 - 5 第5条第5項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合においては、当該金額を様式第9号により、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 6 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認められるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第10号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第11条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第12条 規則第14条に定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、知事は当該補助金の交付決定を取り消し、支払った補助金の返還を命ずることがある。

- （1）偽りその他不正な行為によって本補助金の支給を受けた場合。
- （2）短期養成等の終了日から起算して1年後までの間に6級海技士資格を取得しなかった場合。
- （3）補助事業者が補助対象労働者を交付申請時点から6級海技士の資格を取得した日から起算して1年後までの期間において継続して雇用しなかった場合。（ただし、補助対象労働者の死亡又は傷病等やむを得ない場合を除く）

（状況報告）

第13条 知事は、交付申請時点から補助対象労働者が6級海技士の資格を取得した日から起算して1年後までの期間において、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象労働者の勤務状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

- 2 補助事業者は、補助対象労働者が6級海技士の資格を取得した日から1か月以内に、資格証の写しを知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助対象労働者が6級海技士の資格を取得した日から起算して1年間を経過した日から1か月以内に、補助対象労働者の就業状況について、就業状況報告書（様式第11号）により知事に報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助対象労働者が交付申請時点から6級海技士の資格を取得した日から起算して1年を満たない期間に補助事業者から退職した場合、当該退職日から起算して1か月以内に知事に報告しなければならない。

（帳簿等の保管）

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（書類の提出部数）

第15条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。